

第 15 回施策調査専門委員会 (H22. 10. 28) の結果概要

特別対策事業の点検結果報告書（平成 21 年度実績版）について

1 総論

○点検結果報告書のまとめ方について

- ・県民参加・県民会議の役割を評価してまとめる方法が良い。県民参加の視点でとりまとめる方法が良い。
- ・各事業の項目の中に「9 モニタリング調査実施状況」「10 モニタリング調査結果」があるが、これは 11 番事業の「水環境モニタリング調査の実施」と文言が重複するので、別の表記にするなど工夫した方が良い。

○評価方法と県民会議の機能について

- ・委員が分担して点数を付ける方法等、県民会議の中に評価システムを作るべき。
- ・実際に評価項目を決めて、評価を付けると明確になって良い。
- ・行政による実績評価やモニタリング調査の評価と、県民目線の評価の二本立ての評価でも良い。
- ・事業モニターの委員として見えてきた課題に関する意見が反映されると良い。
- ・県民会議の中に評価システムを作るべき。また、目的外支出が明らかな場合は是正すべき。
- ・事業モニター結果のしずくちゃん便りの内容は、公募委員のみの意見なので、内容のポテンシャルを上げていきたい。

2 各論

○森林整備（水源の森林づくり事業等）について

- ・現行計画にも目標林型は書かれているが、水源環境保全の森林整備の段階的な筋道を書いた方が良い。
- ・この施策の森林整備は、水源環境林であり、木材生産の林業の考え方ではない。
- ・森林整備について、面積の進捗管理だけでなく、整備内容も議論すべき。実績評価を県民や第三者機関に任せる方が良い。
- ・間伐して太陽光が入れば、結果的に自然の雑木が生えてくる。水源林と木材生産の区別も物理的な過程は同じだと思う。
- ・水源の森林づくり事業等について、別に専門家の意見を受けているならば、その意見等を県民会議にも説明していただきたい。

○人材育成（森林塾）について

- ・県が森林塾で人材を養成するよりも、業者に養成してもらった方が良い。
- ・労働力の確保や養成が目的ならば、年齢制限を若くするべき。
- ・森林の重要性を理解させることが重要。人材の養成には数年間の経験が必要で、途中で辞める人もいるが、森林塾は重要な事業である。

○間伐材搬出促進について

- ・間伐材搬出は、水源環境としての森林の機能向上とは関係ないので、水源環境保全税を充当することは疑問。間伐材の数量目標を設定することも疑問。
- ・水源環境保全に配慮しながら、施業する業者には奨励金を支出しても良い。
- ・水源環境の機能から考えると、搬出しなくても問題ない。
- ・質の劣る材である B 材も搬出すれば活用できるので、補助があれば搬出したいと言う業者もいる。

○河川・水路における自然浄化対策について

- ・生態的に配慮した整備は中長期的効果、直接浄化対策は短期的効果。方向性を決める必要がある。

○合併処理浄化槽の整備について

- ・相模湖・津久井湖周辺の高度処理型合併処理浄化槽の整備を促進するため、個人負担を軽減し、行政主導で進めた方が早い。

○県外上流域対策（山梨県）について

- ・山梨県対策について、田畑からの汚濁負荷が大きいため、田畑で使用する肥料を減少させることが必要。